

4. 配水池耐震化工事

一般仕様書

令和4年4月

八千代町産業建設部上下水道課

1. 適用範囲

本仕様書は、八千代町産業建設部上下水道課が発注する 4. 配水池耐震化工事に適用する。

2. 施工場所

八千代町菅谷地内

本仕様書中の「監督員」とは、発注者(以下「甲」という)の指定する当該工事を監督する職員をいう。

3. 法令等の遵守

請負者は(以下「乙」という)は工事の施工及び機器の製作・据付に当たって、当該工事に関する法令、条例、規則等を遵守すること。なお、これら諸法規の運用適用は請負者の負担と責任において行う。

4. 疑義の解釈

本仕様書及び設計図書に明示されていない事項があるとき、又は疑義が生じた場合は、乙と監督員双方が協議して定める。

6. 書類の提出

乙は指定の期日までに甲の定める様式により、次の書類を提出すること。また、提出した書類に変更が生じたときは、甲に速やかに変更届を提出すること。

- 契約書
- 工程表
- 現場代理人及び主任技術者届
- 施工計画書
- その他監督員の指示する書類

7. 優先順位

本工事における優先順位は、次の通りとする。

- 1) 閲覧時質疑応答書
- 2) 監督員の指示
- 3) 工事仕様書(一般仕様書・特記仕様書)
- 4) 水道工事標準仕様書【土木工事編】 最新版
- 5) 建設工事必携 最新版
- 6) コンクリートのあと施工アンカー工法の設計・施工・維持管理指針(案)
最新版
- 7) あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針 最新版
- 8) 設計図面
- 9) 設計書

8. 費用負担

材料及び工事の検査並びに測量・調査・試掘・諸手続きに必要な費用は、乙の負

担とする。

9. 契約の変更

甲の都合により著しく設計数量を増減し、また予想しがたい事由により原設計に大きな影響があった場合は両者の協議により変更できる。それ以外の軽微な変更については変更しない。

10. 損害賠償等

乙は、工事のため隣地及び第三者に損害を与えぬよう施工することはもちろんのこと、損害を与えた場合はその責を負わなければならない。

11. 官公署等への手続き

乙は、工事の施工に必要な手続きを乙の責任において、迅速且つ確実に行い、その経過については速やかに監督員に報告すること。

12. 工事の検査

工事の各検査にあたっては、現場代理人、主任技術者とともに当該検査に必ず立ち会うこと。また、検査に先立って予め出来高・工事日報等を監督員の指示する資料及び記録を準備して検査に当たるものとする。尚、乙は検査の方法について異議を申し立てることはできない。

13. 保障期間

工事目的物に瑕疵があるときは、甲が定める期間その瑕疵を補修し、またはその瑕疵によって生じた滅失もしくは棄損に対し、損害を賠償しなければならない。

以上

4. 配水池耐震化工事

特記仕様書

(補修工事)

令和4年4月

八千代町産業建設部上下水道課

目 次

ページ

1. 適用範囲	1
2. 適用基準	1
3. 側壁、屋根外面補修工事	1
4. 配水池内面補修工事	2
5. 付帯設備工事	4

1. 適用範囲

本仕様書は、八千代町配水池耐震補強等工事のうち補修工事に関する特記仕様書である。

受注者は、発注者の指示を受け、一般仕様書、特記仕様書、設計図面に準拠して施工すること。

また、本特記仕様書と設計書、設計図面が一致しない事項、並びに別段定めのない事項については、全て発注者の指示によるものとする。

2. 適用基準

適用基準は以下のとおりとする。

- 1) 水道施設設計指針・解説 (社)日本水道協会) 2012 年
- 2) 水道施設維持管理指針・解説 (社)日本水道協会) 2016 年
- 3) コンクリート標準示方書 (土木学会) 2017 年
- 4) 水道施設の技術的基準を定める省令 (厚生省令第 15 号)
- 5) 日本水道協会規格

3. 側壁外面、屋根外面補修工事

(1) 事前調査

工事着手前に、漏水、ひび割れ、および露出鉄筋等の劣化状況の事前調査を行い、調査図および数量表を作成し、監督員の承認を受けた後に施工を開始しなければならない。

(2) 側壁外面、屋根外面補修工

- 1) ひび割れの補修は、Uカットを行ったうえ可撓性エポキシ樹脂を充填する。ただし、屋根外面については、弾性シリコントップコート等の耐候性の高い材料を選定し、その表面を被覆すること。
- 2) 側壁外面の伸縮目地部は、既存モルタル補修部、劣化したシール材を撤去し、新たな目地を成形し、バックアップ材、弾性シーリング材を充填しなければならない。
- 3) 屋根外面の伸縮目地部は、劣化したシール材を撤去・清掃後、バックアップ材、弾性シーリング材を充填しなければならない。

4. 配水池内面補修工事

(1) 足場工

配水池内部の補修工事に用いる足場は、移動式足場を使用すること基本とし、作業中の安全を確保できる構造としなければならない。

(2) 事前調査

- 1) 工事着手前に漏水、ひび割れ、および露出鉄筋等の事前調査を行い、調査図および数量表を作成すること。
- 2) 仕上げ材除去工・劣化部除去工完了後、再度調査を行い着手前の状況と比較確認を行うこと。
- 3) 調査図および数量表に基づき補修方法を検討し、監督員の承諾を得て施工を開始すること。

(3) 仕上げ材除去工

- 1) 壁面、底版の既存防水モルタル $t=20\text{mm}$ は、電動ピック等で確実に除去すること。
- 2) 既存防水モルタル除去後、高圧水洗 30Mpa 程度で表面目荒しを確実に行うこと。

(4) 洗淨工

天井、および梁は、 15MPa 程度の高圧水洗で表面の汚れを除去すること。

(5) 内面補修工

- 1) ひび割れ ($W=0.15\text{mm}$ 以上) は、Uカット $10\text{mm}\times 10\text{mm}$ + 可とう性エポキシ樹脂を充填すること。
- 2) 伸縮目地部は、劣化したシール材を撤去し、新たな目地を成形し、バックアップ材、弾性シーリング材を充填すること。
- 3) 露出している鉄筋は、周辺コンクリートをはつり、鉄筋全周防錆塗装を行うこと。はつり部分はモルタル防食工と同材料にて埋め戻すこと。

(6) 内面防触工

- 1) 防触工は、二液型無溶剤ポリウレタ樹脂をスプレー混合吐出により既存コンクリートと一体化させ、高い耐久性を付与すること。
- 2) 目荒し工、下地調整工が完了した躯体コンクリートに、ピンホール防止効果を有する変性ポリウレタン系樹脂のプライマーを塗布すること。

3) 防触工、プライマーともに JWWA K-143、及び厚生省令第 15 号に定める溶出試験に適合しなければならない。

4) 防触工の仕様は下表のとおりとする。

工種	樹脂名	塗布回数	使用量 (kg/m ²)	設計厚	ゼロスパン伸び	塗布方法
プライマー	変性ポリウレタン樹脂	1 または 2	0.3 以上	-	-	ローラー コテ
防食材	ポリウレア樹脂	1	2.0	2.0mm	10mm 以上	スプレー

5. 付帯設備工事

5.1 付帯設備工事

- ~~(1) 人孔蓋取替工
既存蓋撤去、□1100 SUS316 製蓋設置 2箇所~~
- ~~(2) 換気筒取替工
φ300 FRP 防虫網付き 6箇所~~
- ~~(3) ステップ取替工 4箇所~~
- ~~(4) 配管錆部除去工 9箇所~~

5.2 躯体工事

付帯設備の改修にともなう躯体工事は、以下によるものとする。

(1) コンクリート工事

- 1) 本工事に使用するコンクリートは、原則として、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) とする。
- 2) セメントは、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) を用いるのを原則とする。
- 3) 骨材は、土木学会標準仕方書に準ずるものを使用し、粗骨材最大寸法は 25mm (または 20mm) を原則とし、混和材料を用いる場合には、混和材料の種類、品質及びその使用方法について、監督員の承認を得なければならない。
- 4) コンクリートの品質
コンクリートの品質は、下表を標準とする。
設計基準強度：24N/mm²、スランプ：12±2.5 cm、粗骨材最大寸法：25(20) mm
- 5) コンクリートの配合は、ワーカビリティを確保できる範囲内で、水セメント比が 55%以下を原則とする。
- 6) コンクリートの圧縮強度試験は、JIS A 1108 (コンクリートの圧縮強度試験方法) による。

(2) 型枠工事

型枠は、設計図書及び図面に示されたコンクリート部材の位置、形状及び寸法に正しく一致させなければならない。

(3) 鉄筋工事

鉄筋は、JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) 規定に適合したものを用いなければならない。